

資料 2-2

動物用医薬品（イミダクロプリド）の概要について

- 1 医薬品の品目名
イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト）

- 2 医薬品の用法及び用量
畜・鶏舎内の通路等の家畜が経口摂取できない場所に適切な容器に入れて設置する。

- 3 医薬品の効能及び効果
畜・鶏舎内及び周辺のイエバエ成虫の駆除

- 4 食品安全委員会に意見を聴く事項
薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第23条において準用する同法第14条第1項の規定による上記動物用医薬品（イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト））の輸入販売の承認に際しての当該医薬品の食品健康影響評価（食品安全基本法第24条第1項第8号）